

○ 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文  
農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（農用地利用配分計画の作成等） 第十一条（略） 2 農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用配分計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 次に掲げる事項（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権の設定等を受ける場合にあつては、へに掲げる事項）を記載した書類 イ（略） ロ 賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項 （1）（6）（略） （7） 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号。）<u>第五条に規定する承認会社（第五号において「承認会社」という。）が農地所有適格法人の構成員となつて</u>いる場合には、その構成員の株主の氏名又は名称及びその有する議決権</p> <p>（8）（9）（略） ハ（略） ヘ（略） （削る。） 二・三（略） 四 賃借権の設定等を受ける者のうちに承認会社を構成員とする</p>	<p>（農用地利用配分計画の作成等） 第十一条（略） 2 農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用配分計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 次に掲げる事項（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権の設定等を受ける場合にあつては、へに掲げる事項）を記載した書類 イ（略） ロ 賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項 （1）（6）（略） （7） 承認会社（農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号。）以下「投資円滑化法」という。）<u>第五条に規定する承認会社をいう。</u>以下同じ。 （）であつて投資円滑化法第十条第一項第十条の規定の適用を受けるものが農地所有適格法人の構成員となつてい る場合には、その構成員の株主の氏名又は名称及びその有する議決権</p> <p>（8）（9）（略） ハ（略） ヘ（略） 二 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。） 三・四（略） 五 賃借権の設定等を受ける者のうちに承認会社であつて投資円</p>

農地所有適格法人が含まれる場合には、その構成員が承認会社であることを証する書類及びその構成員の株主名簿の写し

五・六  
(略)

滑化法第十条の規定の適用を受けるものを構成員とする農地所有適格法人が含まれる場合には、その構成員が承認会社であることを証する書類及びその構成員の株主名簿の写し

六・七  
(略)